

# 中小企業向け融資制度のご案内

— 県内経済の活力の源泉である中小企業を応援します! —



## こんな時にはぜひご利用下さい

① 長期の事業資金を借り入れたい	→	経営合理化融資	P 4 上
② 独立して新しく事業を行いたい	→	新事業促進融資	→ 創業活動支援枠 P 4 下
③ ベンチャー事業を始めたい			→ ベンチャー企業支援枠 P 5 上
④ 新分野へ進出したい・経営の革新を図りたい			→ 事業革新支援枠 P 5 下
⑤ 新たに従業員を雇用して事業を拡大したい			→ 雇用拡大支援枠 P 6 上
⑥ 店舗改装や新たに新店を出す大型店にテナント出店をしたい	→	地域活力強化融資	→ 小売商業等活性化枠 P 6 下
⑦ 地場産業などを行っているが経営の合理化を図りたい			→ 地域産業育成支援枠 P 7 上
⑧ 観光施設を整備したい			→ 観光拠点施設整備枠 P 7 下
⑨ 東日本大震災の影響で落ち込んだ経営の安定化を図りたい	→	東日本大震災復興緊急融資・災害対策融資	P 8
⑩ 取引先の倒産や不況業種を営んでいるため、経営状況を改善したい	→	セーフティネット融資	P 9
⑪ 厳しい経営状況を改善したい	→	パワーアップ融資	P10上
⑫ 債務超過などの状況を改善したい	→	再生支援融資	P10下
⑬ 小規模企業で長期の事業資金を借り入れたい	→	小規模企業支援融資	P11
⑭ 短期の事業資金を借り入れたい	→	短期運転資金融資	P12

平成25年4月

茨城県商工労働部産業政策課

〈県制度融資 HP〉 <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shosei/yushi/yushitop.htm>

# 目 次

1	県などの融資制度	
I	茨城県中小企業資金融資制度	1
	・ご利用できる事業者	
	・融資の手続き	
	・取扱金融機関	
	・融資制度一覧	2
	・融資の条件	12
	・借換え制度	
II	その他の県の融資制度	13
	・工場等立地促進融資	
	・発電用施設周辺地域企業立地資金融資	
	・環境保全施設資金融資	
III	(公財)茨城県中小企業振興公社の貸付制度	15
	・設備資金貸付制度	
IV	市町村の融資制度	15
	・自治金融, 振興金融	
2	政府系等金融機関の融資制度	16
	・(株)日本政策金融公庫の中小企業事業・国民生活事業の融資	
	・(株)商工組合中央金庫の融資	
3	茨城県信用保証協会の保証制度	17
4	商工会議所・商工会等一覧	20
	相談窓口	裏表紙

# 1 県などの融資制度

## I 茨城県中小企業資金融資制度

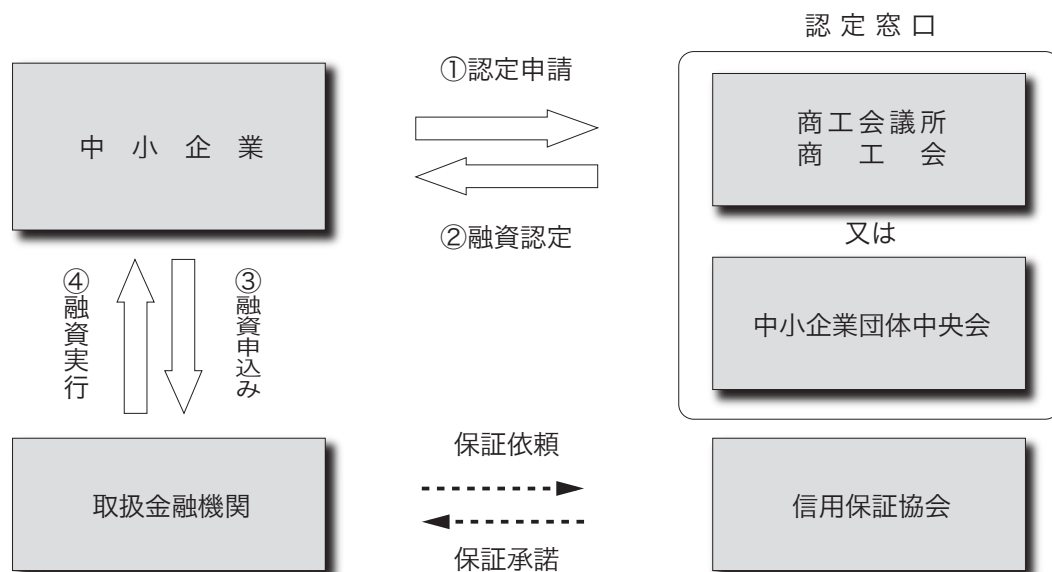
### ご利用できる事業者

申込時点において県内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で、次に該当する方がご利用できます。(農林漁業、娯楽遊戯場の一部、金融業等は除かれます。)

製造業等……………資本金3億円以下又は従業員300人以下  
卸売業……………資本金1億円以下又は従業員100人以下  
小売業……………資本金5,000万円以下又は従業員50人以下  
サービス業……………資本金5,000万円以下又は従業員100人以下  
中小企業等協同組合法に規定する組合等

### 融資の手続き

まず、認定窓口に認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。(設備資金については、設備導入前にお申し込みください。)



(※) 融資に当たっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。

- ※1 セーフティネット融資(県指定倒産関係を除く。)及び、東日本大震災復興緊急融資は、市町村長の認定後、商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会の認定となります。
- ※2 新事業促進融資(ベンチャー企業支援枠)及び小規模企業支援融資(新事業促進(ベンチャー企業支援枠)分)は、取扱金融機関に直接融資を申し込むとともに、(公財)茨城県中小企業振興公社に融資申込事業説明会議への参加を申し込みます。
- ※3 新事業促進融資(創業活動支援枠)及び再生支援融資については、認定に際し信用保証協会の事前審査があります。

### 取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・中央商銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱東京UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行

# 茨城県中小企業資金融資制度一覧

資金区分	融 資 名 称		融 資 対 象	
一般資金	経 営 合 理 化 融 資		(一般融資) 経営の安定・合理化を図るために工場・店舗等に要する事業資金 (転貸融資) 信用組合が組合員に対し事業資金の転貸融資を行う場合	
	事業活性化資金	新事業促進融資	創業活動支援枠	事業を営んでいない個人が1か月以内に事業を開始する場合(自己資金要件有)
				事業を営んでいない個人が2か月以内に新会社を設立し、事業を開始する場合(自己資金要件有)
				中小企業である会社が新会社を設立し、事業を開始する場合
				事業を営んでいない個人が事業を開始(又は会社設立)してから5年未満の場合
				中小企業である会社が設立した新会社で、設立から5年未満の場合
		ベンチャー企業支援枠	「いばらきベンチャーマーケット」「ヤングベンチャービジネスプランコンペいばらき」「いばらきビジネスプランコンテスト」で受賞又は発表した事業計画を行う場合	
			「いばらきベンチャー企業育成ファンド」の投資を受けた者	
			創造法の知事認定を受けた研究開発等事業計画を行う場合	
		事業革新支援枠	新たな事業の分野へ進出する場合	
			県の承認を受けた「経営革新計画」で経営を革新する場合 公的助成等を受けた技術開発・事業化を行う場合 ISO14000シリーズ又は9000シリーズの認証取得を行う場合	
	地域活力強化融資	雇用拡大支援枠	事業拡大により常用従業員2名(小規模企業の場合又は中高年者を雇用する場合は1名)以上を雇用する場合	
			小売商業等活性化枠	商店街の空き店舗等を取得・賃借して事業を行う場合、店舗の改装を行う場合、大規模商業施設等にテナント出店する場合
			地域産業育成支援枠	地場産業を行う場合、グリーンふるさと圏内又は過疎地域に立地している場合
		観光拠点施設整備枠	観光拠点施設の整備を行う場合	
経営安定化資金	災害対策融資	東日本大震災復興緊急融資	東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障が生じた場合	
		緊急対策枠	知事が認めた災害等により経営の安定に支障が生じた場合	
		地震災害予防対策枠	耐震性向上等の対策を行う場合、アスベストの除去を行う場合	
	セーフティネット融資	国が指定した大型倒産事業者に対し売掛金債権を有している場合		
		取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により売上が減少している場合		
		業況の悪化している業種に属し売上が減少している場合		
		破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入れが減少している場合		
		金融機関の経営の合理化により借入れが減少している場合		
	RCC(整理回収機構)へ貸付債権が譲渡されたが、事業の再生が可能な場合			
	県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権を有している場合			
業況の悪化している業種に属し円高の影響で売上が減少している場合				
パワーアップ融資	直近3か月の売上等が前年同期に比べ5%以上減少している場合など			
再生支援融資	業績不振であるが、茨城県中小企業再生支援協議会等の支援を受けることで経営改善計画が策定され、経営の改善が見込まれる者			
小規模企業支援融資	従業員20人(商業、サービス業は5人)以下の小規模企業者			
短期運転資金融資	短期の運転資金が必要な場合			

※1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利(固定)です。また、融資期間により利率が変わります。

※2 保証料率は、貸付金額に対する料率です。

融資期間（据置） ※年数は以内	融資限度額	融資利率	信用保証	保証料率	申込窓口
設備7年（1年）・運転5年（1年） 事業資金5年（1年）	設備5,000万円・運転3,000万円 事業資金3,000万円	2.1～2.3% 2.1～2.2%	任意	0.45～1.9%	商工会議所・商工会 中小企業団体中央会
設備7年（1年）・運転5年（1年）	設備・運転併用2,500万円 設備・運転併用1,500万円 設備3,000万円・運転2,500万円 併用3,000万円	1.5～1.7%	要	0.9% 0.45～1.9%	
設備10年（2年）・運転5年（1年）	設備7,000万円・運転3,000万円 併用7,000万円 （新たに事業を開始する場合： 2,500万円）	1.5～1.8%	要	0.45～1.9% 〔上記保証料の5割を県が 補助します。（一部除く）〕	
設備10年（2年）・運転5年（1年）	設備1億円・運転3,000万円	1.5～1.8%	任意	0.45～1.9%	商工会議所・商工会 中小企業団体中央会
設備7年（1年）・運転5年（1年）	設備5,000万円・運転3,000万円	1.5～1.7%	任意	0.45～1.9%	
設備10年（2年）・運転5年（1年）	設備1億円・運転3,000万円	1.8～2.1%	任意	0.45～1.9%	
設備7年（2年）・運転5年（1年）	設備5,000万円・運転3,000万円	1.8～2.0%	任意	0.45～1.9%	
設備12年（2年）	設備2億円	1.8～2.2%	任意	0.45～1.9%	
設備10年（3年）・運転10年（2年）	設備8,000万円・運転8,000万円 併用8,000万円	1.2～1.5% 〔上記利息の最大1割 を県が補助します。〕	要	0.7%又は0.45～1.9% 〔上記保証料の最大10 割を県が補助します。〕	
設備10年（3年）・運転7年（2年）	設備5,000万円・運転3,000万円 併用5,000万円	1.5～1.8%	要	0.45～1.9% 〔上記保証料の5割を県が 補助します。（一部除く）〕	
	設備5,000万円・運転3,000万円	1.4～1.7%	任意	0.45～1.9%	
運転7年（2年）	運転5,000万円	1.5～1.7% 1.4～1.6%	要	0.9% 〔上記保証料の1割 を県が補助します。〕 0.8% 〔上記保証料の1割 を県が補助します。〕 0.45～1.9% 〔上記保証料の1割を県が 補助します。（一部除く）〕 0.9% 〔上記保証料の1割 を県が補助します。〕	
設備10年（3年）・運転7年（2年）	設備5,000万円・運転3,000万円 併用5,000万円	1.5～1.8%	要	0.45～1.9% 〔上記保証料の1割を県が 補助します。（一部除く）〕	
設備・運転7年（1年）	設備・運転併用5,000万円 （再生協議会主体：1億円）	3.0%	要	0.45～1.9% 〔上記保証料の1割を県が 補助します。（一部除く）〕	
設備10年（3年）・運転7年（2年）	設備・運転併用1,250万円 （既存の保証付融資残高との合計 で1,250万円の範囲以内）	1.4～2.3%	要	0.5～2.2% （小口零細企業保 証の利用が必須）	商工会議所・商工会 中小企業団体中央会 取扱金融機関
運転1年	運転500万円	1.5%	任意	0.45～1.9%	取扱金融機関

# 経営合理化融資

## 融資対象

県内に事業所を有し、同一事業(信用保証協会の保証対象業種に限る。)を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、経営の安定・合理化を図るために、工場、店舗等に要する資金を必要としている者

## 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間(据置)
設備資金	5,000万円	7年以内(1年以内)
運転資金	3,000万円	5年以内(1年以内)
転貸資金	3,000万円	5年以内(1年以内)

融資利率等(年利)			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	2.1%	2.6%	0.45%~1.9%
3年超5年以内	2.2%	2.7%	
5年超7年以内	2.3%	2.8%	

## 申込方法

### 【必要な書類】

茨城県中小企業経営合理化融資認定申請書  
 ・許認可業種については、許認可証の写し  
 ・県税納税証明書(未納が無いことの証明)  
 ・見積書又は契約書の写し

### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
 (転貸資金は、中小企業団体中央会)  
 →認定後、取扱金融機関に申込み

# 新事業促進融資

## ◇創業活動支援枠◇

## 融資対象

- (1) 県内に住所又は居所を有する次の者
    - ① 事業を営んでいない個人が、借入金額と同額以上の自己資金を有し、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
    - ② 事業を営んでいない個人が、借入金額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
    - ③ 会社が新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
  - (2) 県内に事業所を有する次の者
    - ④ 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以降5年を経過していない者
    - ⑤ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以降5年を経過していない者
    - ⑥ 会社が新たに会社を設立した会社であって、その設立の日以降5年を経過していない者
- ※事業開始(会社設立)後1年未満で④⑤で2,500万円を超える場合、⑥で1,500万円を超える場合は開業に必要な全体経費のうち、20%以上は自己資金であること。

## 融資条件

資金使途	融資限度額		
	①②の場合	③の場合	④⑤⑥の場合
設備資金	2,500万円	1,500万円	3,000万円
運転資金	2,500万円	1,500万円	2,500万円
設備・運転併用	2,500万円	1,500万円	3,000万円

融資期間(据置)	
設備資金	7年以内(1年以内)
運転資金	5年以内(1年以内)

融資利率等(年利)		
償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.5%	0.45%~1.9%
3年超5年以内	1.6%	
5年超7年以内	1.7%	

## 申込方法

### 【必要な書類】

茨城県新事業促進融資認定申請書  
 ・申込人の居住要件を確認できる書類((1)の場合)  
 ・客観的に事業に着手したことを証する書類((2)の場合)  
 ・許認可業種については、許認可証の写し  
 ・住民税の納税証明書(未納が無いことの証明)((1)の場合)  
 ・県税納税証明書(未納が無いことの証明)((2)の場合)  
 ・見積書又は契約書の写し  
 ・創業計画書【創業から創業後1年未満の場合】  
 ・自己資金を確認できる書類

### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
 →認定後、取扱金融機関に申込み

## ◇ベンチャー企業支援枠◇

### 融資対象

- 県内に事業所を有し、又は県内に住所若しくは居所を有する者で、次のいずれかに該当する者
- (1) 「いばらきベンチャーマーケット」で発表した事業計画について、事業を行う者
  - (2) 「ヤングベンチャービジネスプランコンペいばらき」で受賞した事業計画について、事業を行う者
  - (3) 「いばらきビジネスプランコンテスト」で受賞又は発表した事業計画について、事業を行う者
  - (4) 「いばらきベンチャー企業育成ファンド」の投資を受けた者

### 融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	7,000万円	10年以内（2年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）
設備・運転併用	7,000万円	5年以内（1年以内）

※新たに事業を開始する場合の融資限度額は、それぞれ2,500万円まで

融資利率等（年利）		
償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.5%	0.45%～1.9% （※）
3年超5年以内	1.6%	
5年超7年以内	1.7%	
7年超10年以内	1.8%	

※保証料の5割を県が補助します。（一部除く）

### 申込方法

#### 【必要な書類】

茨城県新事業促進融資（ベンチャー企業支援枠）申込事業説明会議参加申込書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・住民税の納税証明書及び県税納税証明書
- ・融資対象の根拠となる関連資料
- ・事業計画書

#### 【申込先：(1)、(2)それぞれに申込み】

- (1) 取扱金融機関（金融機関所定手続き）
- (2) （公財）茨城県中小企業振興公社  
（融資申込事業説明会議への参加申込み）

## ◇事業革新支援枠◇

### 融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 新たな事業の分野へ進出する者
- (2) 中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」について県の承認を受け、経営を革新する者  
（※同一事業を引き続き1年以上営んでいなくともよい。）
- (3) 公的助成等を受けた技術開発・事業化を行う者
- (4) ISO14000シリーズ又は9000シリーズの認証取得を行う者

### 融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	10年以内（2年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.5%	2.0%	0.45%～1.9%
3年超5年以内	1.6%	2.1%	
5年超7年以内	1.7%	2.2%	
7年超10年以内	1.8%	2.3%	

### 申込方法

#### 【必要な書類】

茨城県新事業促進融資認定申請書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し
- ・法認定書・公的助成決定書等融資対象の根拠となる書の写し
- ・事業計画書等

#### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→認定後、取扱金融機関に申込み

## ◇雇用拡大支援枠◇

### 融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次の要件を満たす者

- (1) 生産・販売能力の増強等雇用の増加を伴う事業拡大計画を有すること。
- (2) 当該事業計画の申請日以前の6か月間に常用従業員（以下「従業員」という。）が減少していないこと。
- (3) 当該事業計画により今後6か月以内に2人以上の従業員（パートタイム労働者を除き、かつ、雇用保険加入見込みであること）の増加が確実に見込まれること。ただし、次のいずれかに該当する場合は1人の増加でもよい。
  - ① 従業員20人（商業又はサービス業については5人）以下の中小企業者が、新たに雇用する場合
  - ② 満45歳以上の労働者を雇用する場合

### 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	5,000万円	7年以内（1年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.5%	2.0%	0.45%～1.9%
3年超5年以内	1.6%	2.1%	
5年超7年以内	1.7%	2.2%	

### 申込方法

#### 【必要な書類】

茨城県新事業促進融資認定申請書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し
- ・事業計画書

※融資実行後、雇用を確認する書類の提出があります。

#### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→認定後、取扱金融機関に申込み

## 地域活力強化融資

## ◇小売商業等活性化枠◇

### 融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（卸売業・小売業・飲食業及びサービス業のいずれかであって、信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 商店街の空き店舗等を取得・賃借して事業を開始する者  
（※申込時点で県内に事業所を有していなくともよい。）
- (2) 店舗の改装等を行う者
- (3) 大規模商業施設等にテナントとして出店する者

### 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	10年以内（2年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.8%	2.3%	0.45%～1.9%
3年超5年以内	1.9%	2.4%	
5年超7年以内	2.0%	2.5%	
7年超10年以内	2.1%	2.6%	

### 申込方法

#### 【必要な書類】

茨城県地域活力強化融資認定申請書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し
- ・事業計画書

#### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→認定後、取扱金融機関に申込み

## ◇地域産業育成支援枠◇

### 融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 地場産業を営む者
- (2) グリーンふるさと圏内又は過疎地域自立促進特別措置法に基づく指定地域内に立地している者

### 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	5,000万円	7年以内（2年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.8%	2.3%	0.45%～1.9%
3年超5年以内	1.9%	2.4%	
5年超7年以内	2.0%	2.5%	

### 申込方法

#### 【必要な書類】

茨城県地域活力強化融資認定申請書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し
- ・事業計画書

#### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→認定後、取扱金融機関に申込み

## ◇観光拠点施設整備枠◇

### 融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 県産品を活用した体験型の施設の整備・改修を行う者
- (2) 海や山など自然を活用した施設の整備・改修を行う者
- (3) 歴史や文化をテーマにした施設の整備・改修を行う者
- (4) 一定の施設基準を満たす宿泊施設の整備・改修を行う者
- (5) 観光施設のバリアフリー化のための整備・改修を行う者
- (6) その他知事が必要と認める施設の整備・改修を行う者

### 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	2億円	12年以内（2年以内）

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.8%	2.3%	0.45%～1.9%
3年超5年以内	1.9%	2.4%	
5年超7年以内	2.0%	2.5%	
7年超10年以内	2.1%	2.6%	
10年超12年以内	2.2%	2.7%	

### 申込方法

#### 【必要な書類】

茨城県地域活力強化融資認定申請書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し
- ・事業計画書
- ・設計図面（平面図，立面図）
- ・定款又は登記事項証明書の写し

#### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→認定後、取扱金融機関に申込み

# 東日本大震災復興緊急融資

## 融資対象

東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業者で、次のアからウのいずれかに該当する者（業種は信用保証協会の保証対象業種に限る。）

ア 次のいずれかに該当するもの

- a 市町村長等から東日本大震災に係る罹災証明を受けたもの
- b 東日本大震災に係る原子力発電所の事故による災害に際し、緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有することについて、市町村長等の証明を受けたもの

イ 東日本大震災の影響により、東日本大震災発生後1か月の売上高等が、前年同期比で5%以上減少したもの

ウ 特定被災区域内の事業者で、東日本大震災発生後の最近3か月の売上高等が、東日本大震災の影響を受ける直前の同期に比べ10%以上減少していることについて、市町村長の認定を受けたもの

※特定被災区域：守谷市、八千代町、五霞町、境町以外の県内40市町村

## 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	8,000万円	10年以内（3年以内）
運転資金	8,000万円	10年以内（2年以内）
設備・運転併用 ※(1)の場合	8,000万円	10年以内（2年以内）

### 融資利率等（年利）

償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.2%	ア又はウの対象者： 0.7%（※）
3年超5年以内	1.3%	
5年超7年以内	1.4%	イの対象者： 0.45%～1.9%（※）
7年超10年以内	1.5%	

※保証料の最大10割を県が補助します。

## 申込方法

### 【必要な書類】

東日本大震災復興緊急融資認定申請書

- ・罹災証明書（市町村長が発行したもの）（アaの場合）
- ・原子力発電所の事故による警戒区域等として公示された区域内に事業所を有することに係る市町村長等の証明書（アbの場合）
- ・見積書又は契約書の写し（ア又はウで設備資金の場合）
- ・資金繰表（ウの場合）
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による市町村認定書の写し（ウの場合）
- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）

### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→認定後、取扱金融機関に申込み

## 利子補給

### 【対象者】

東日本大震災復興緊急融資を利用した方

### 【必要な書類】

利子補給金交付申請書

### 【申込先】

商工会議所・商工会・中小企業団体中央会  
又は県産業政策課

### 【利子補給期間】

利子を受けた後3年間

### 【利子補給率】

交付対象者	条件	利子補給率
アの対象者	全壊	10/10
	上記以外	1/2
イ又はウの対象者		1/3

# 災害対策融資

## 融資対象

県内に事業所を有し、事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者（緊急対策枠）

(1) 知事が認めた災害その他突発的事由の発生により、経営の安定に支障をきたしている者

(地震災害予防対策枠)

(2) 対象地域内で地震災害予防対策として次のいずれかを行う者

① 高圧ガス設備の耐震化を図る目的をもって、次のア又はイのいずれかの工事を行う者

ア 製造事業所等の地震計の設置、容器元弁遮断装置の設置、配管の耐震性向上のための工事等

イ 販売店による家庭用LPGのS型メーター、容器元弁遮断装置等の設置

（対象地域内の耐震性改善のための事業を実施する対象地域外（県内に限る。）に事業所を有する者も融資対象）

② アーケードの耐震性向上のために改築、補強を図る者

③ 機械、器具、商品等の転倒、転落等の防止措置として補強を図る者

④ 消防用設備（消防法により設置義務のある設備を除く。）の設置を図る者

⑤ 有蓋貯水槽（震度6の地震に耐えられるもの。）又は防火井戸の消防水利施設の設置及び改修（耐震性の向上）を図る者

⑥ その他知事が必要と認める地震災害予防対策（アスベストの除去等）を図る者

## 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	5,000万円	10年以内（3年以内）
運転資金	3,000万円	7年以内（2年以内）
設備・運転併用 ※(1)の場合	5,000万円	7年以内（2年以内）

### 融資利率等（年利）【(1)の場合】

償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.5%	0.45%～ 1.9% （※）
3年超5年以内	1.6%	
5年超7年以内	1.7%	
7年超10年以内	1.8%	

### 融資利率等（年利）【(2)の場合】

償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.4%	1.9%	0.45%～ 1.9%
3年超5年以内	1.5%	2.0%	
5年超7年以内	1.6%	2.1%	
7年超10年以内	1.7%	2.2%	

※保証料の5割を県が補助します。（一部除く）

## 申込方法

### 【必要な書類】

茨城県災害対策融資認定申請書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し

### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→認定後、取扱金融機関に申込み

# セーフティネット融資

## 融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

(1) 次のいずれかに該当する場合で市町村長の認定を受けた者

- ① 国が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権等を有しているか、又は倒産事業者との取引規模が20%以上である場合
- ② 国の指定を受けた事業活動制限企業と直接・間接・地域的な関係にあるため、その事業活動の制限によって、1か月の売上高が10%以上減少し、かつ、3か月間の平均売上高が前年同期比で10%以上減少すると見込まれる場合
- ③ 国が指定した業種に属し、次に該当する場合
  - ・最近3か月間の平均売上高等が前年同期比で5%以上減少している場合
  - ・製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない場合
- ④ 金融機関の事業活動の制限等により金融取引に支障を来している場合
- ⑤ 国が指定した金融機関からの借入額が全体の借入れに占める比率が10%以上の中小企業者であって、これらの金融機関からの借入額が前年同期比で10%以上減少している場合
- ⑥ RCC（株整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者であって、RCCが事業の再生が可能な者として返済期限の延長等を行っている場合

(2) 県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権等を有している者

## 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
運転資金	5,000万円	7年以内（2年以内）

融資利率等（年利）		
償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.5%	0.45%～1.9% （※）
3年超5年以内	1.6%	
5年超7年以内	1.7%	

※保証料の1割を県が補助します。（一部除く）

## 申込方法

### 【必要な書類】

茨城県セーフティネット融資申込書（(1)の場合）

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・中小企業信用保険法による市町村認定書の写し
- ・資金繰表

茨城県セーフティネット融資認定申請書（(2)の場合）

- ・県指定倒産事業者に対し有する売掛金債権等が確認できる書類の写し
- ・許認可証、納税証明書、資金繰表については(1)と同様

### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→受付又は認定後、取扱金融機関に申込み

## ◇円高関係◇

## 融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、円高の影響により、最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつその後2か月を含み3か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少が見込まれることについて市町村長の認定を受けた者

## 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
運転資金	5,000万円	7年以内（2年以内）

融資利率等（年利）		
償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.4%	0.9% （※）
3年超5年以内	1.5%	
5年超7年以内	1.6%	

※保証料の1割を県が補助します。

## 申込方法

### 【必要な書類】

茨城県セーフティネット融資（円高関係）申込書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・中小企業信用保険法による市町村認定書の写し
- ・資金繰表
- ・中小企業信用保険法による融資認定申請書・理由書の写し

### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→受付後、取扱金融機関に申込み

# パワーアップ融資

## 融資対象

県内に事業所を有し、事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 直近3か月の受注高あるいは売上が前年同期比で5以上減少している者
- (2) 直近3か月の受注高あるいは売上が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している者
- (3) 直近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少している者

## 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	5,000万円	10年以内（3年以内）
運転資金	3,000万円	7年以内（2年以内）
設備・運転併用	5,000万円	7年以内（2年以内）

融資利率等（年利）		
償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.5%	0.45%～1.9% （※）
3年超5年以内	1.6%	
5年超7年以内	1.7%	
7年超10年以内	1.8%	

※保証料の1割を県が補助します。（一部除く）

## 申込方法

### 【必要な書類】

茨城県パワーアップ融資申込書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は見積書の写し
- ・資金繰表
- ・前期決算書又は税務申告書の写し
- ・前期及び当期の月別受注高、売上の明細書又は月別試算表等

### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→認定後、取扱金融機関に申込み

# 再生支援融資

## 融資対象

申込時点において県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当し、茨城県中小企業再生支援協議会や知事が指定する金融機関の支援を受けることで経営改善計画書が策定され、経営の改善が見込まれる者

- (1) 直近の決算において、債務超過となっている者（実質債務超過を含む）
- (2) 過度な業績不振から、大幅な過剰債務を有している者
- (3) 上記に準ずる者で、事業の再生が見込まれる者

## 融資条件

資金使途	融資限度額		融資期間 （据置）
	再生支援協議会が支援する者	その他の者	
設備資金 運転資金 設備・運転併用	1億円	5,000万円	7年以内 （1年以内）

融資利率等（年利）	
保証付	保証料
3.0%	0.45%～1.9%（※）

※保証料の1割を県が補助します。（一部除く）

## 申込方法

### 【必要な書類】

茨城県再生支援融資認定申請書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し
- ・経営改善計画書

### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会  
→認定後、取扱金融機関に申込み

## 茨城県産業復興相談センター（茨城県中小企業再生支援協議会）

～中小企業の活力再生を強力にサポート～

厳しい経営環境にある県内の中小企業の皆さんに対し、各支援団体と連携を図りながら専門家集団が経営改善、企業再生を支援します。

〒310-0803 水戸市城南1-2-43 NKCビル6階601号室  
TEL (029)302-5880 FAX (029)224-6055 E-mail: iba-fukko-soudan@inetcci.or.jp

# 小規模企業支援融資

## 融資対象

原則、申込時点において県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる従業員20人（商業、サービス業は5人）以下の小規模企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 経営合理化分
  - ・経営の安定・合理化を図るために工場・店舗に要する資金を必要としている者
- (2) 新事業促進（ベンチャー企業支援枠）分
  - ・「いばらきベンチャーマーケット」「ヤングベンチャービジネスプランコンペいばらき」「いばらきビジネスプランコンテスト」で発表又は受賞した事業計画について、事業を行う者
  - ・「いばらきベンチャー企業育成ファンド」の投資を受けた者
- (3) 新事業促進（事業革新支援枠）分
  - ・新たな事業の分野へ進出する者
  - ・県の承認を受けた「経営革新計画」で経営を革新する者
  - ・公的助成等を受けた技術開発・事業化を行う者
  - ・ISO14000シリーズ又は9000シリーズの認証取得を行う者
- (4) 新事業促進（雇用拡大支援枠）分
  - ・事業拡大により常用従業員1人以上を雇用する者
- (5) 地域活力強化（小売商業等活性化枠）分
  - ・商店街の空き店舗等を取得・賃貸して事業を行う者、店舗の改装等を行う者、大規模商業施設等にテナント出店する者
- (6) 地域活力強化（地域産業育成支援枠）分
  - ・地場産業を営む者、グリーンふるさと圏内又は過疎地域に立地している者
- (7) セーフティネット分
  - ・金融機関の経営の合理化により借入れが減少している者
  - ・RCC（㈱整理回収機構）へ貸付債権が譲渡されたが、事業の再生が可能な者
  - ・県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権等を有している者
- (8) パワーアップ分
  - ・直近3か月の売上等が前年同期に比べ5%以上減少している者など
- (9) 災害対策分
  - ・（緊急対策）知事が認めた災害等により経営の安定に支障が生じた者
  - ・（地震災害予防対策）耐震性向上等の対策を行う者、アスベストの除去を行う者

## 融資条件

資金使途	融資限度額	資金使途	融資期間（据置）				
			(1)・(4)	(2)・(3)・(5)	(6)	(7)	(8)・(9)
設備資金	1,250万円	設備資金	7年以内(1年以内)	10年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)	-	10年以内(3年以内)
運転資金		運転資金	5年以内(1年以内)	5年以内(1年以内)	5年以内(1年以内)	7年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)
設備・運転併用							

償還期間	融資利率等（年利）					保証料
	(1)	(5)・(6)	その他	(9)地震災害予防		
3年以内	2.1%	1.8%	1.5%	1.4%	0.5%～2.2% ※小口零細企業保証の利用が必須	
3年超5年以内	2.2%	1.9%	1.6%	1.5%		
5年超7年以内	2.3%	2.0%	1.7%	1.6%		
7年超10年以内	-	2.1%	1.8%	1.7%		

※融資限度額は、既保証の融資残高との合計で1,250万円の範囲内になります。  
 ※新事業促進（ベンチャー企業支援枠）分、セーフティネット分、パワーアップ分、災害対策（緊急対策枠）分については、県による保証料の補助制度があります。

## 申込方法

### 【必要な書類】

茨城県小規模企業支援融資認定申請書

- ・許認可については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し

((3)に該当する方は次も必要)

- ・法認定書・公的助成決定書等融資対象の根拠となる書類の写し
- ・事業計画書

((4), (5), (6) に該当する方は次も必要)

- ・事業計画書

((7)に該当する方は次も必要)

- ・資金繰表
- ・中小企業信用保険法による市町村認定申請書の写し
- ・県指定倒産事業者に対し有する売掛金債権等が確認できる書類の写し（県指定倒産関係により申請する方のみ提出）

((8)に該当する方は次も必要)

- ・事業状況説明書（パワーアップ分）
- ・資金繰表
- ・前期決算書又は税務申告書の写し
- ・前期及び当期の月別受注高・売上高の明細書又は月別試算表等

### 【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会

→認定後、取扱金融機関に申込み

<(2)は、取扱金融機関及び（公財）茨城県中小企業振興公社に申込み>

# 短期運転資金融資

## 融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者

## 融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間
運転資金	500万円	1年以内

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証無	保証料
1年以内	1.5%	2.0%	0.45%～1.9%

## 申込方法

### 【申込先】

取扱金融機関（金融機関所定手続き）

## 融資の条件・借換え制度

- 県制度融資は、中小企業の金融の円滑化を図るため、県の資金を県が指定する金融機関に預けて、これを金融機関の資金と合わせることにより、低利・固定で融資する制度です。
- 融資に当たっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。
- 融資を受ける際の保証人・担保については、金融機関等との通常の取引の状況によっても異なりますので、申し込まれる際に金融機関等の窓口でご相談ください。

### 借換え制度

県制度融資のうち長期資金については、既借入金を借り換えることができます。

#### ◆対象融資

長期資金の全融資

#### ◆借換え額

同一融資内において各融資の既借入残高又は各融資の既借入残高に新規事業資金を合わせた額（借換え資金の据置期間はありせん）

#### ◆借換え条件

既借入金の元金返済が1年以上経過していること（資金使途が設備資金のみの制度の場合の償還期間は7年以内）

※新事業促進融資、地域活力強化融資、小規模企業支援融資については、同融資内の借換えであっても、異なる融資区分間の借り換えはできません。また、各融資区分と、当該融資区分と同じ融資対象要件の制度融資との間の借換えは、保証の取扱いの範囲内で行えます。

## II その他の県の融資制度

### 工場等立地促進融資

(平成25年4月1日現在)

対象者	使 途	限度額	融資期間	融資利率	申 込 先
(1) 県, 県開発公社, 市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者 (リースの場合は(2))	土地取得費, 施設・設備整備費	20億円	15年以内 (据置2年以内)	年1.5%~2.0%	県立地推進室
(2) 県内に立地する者で(1)に該当しない者 (製造業等を営む者に限る)		10億円	10年以内 (据置2年以内)	年1.5%~1.8%	
(3) 県内の工業団地内に立地している企業が増設を行う場合					

#### ※留意事項

- 原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは、取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。
- 「立地する者」とは、事業用地を新たに購入し、新たな施設(事業所等)を設置する者です。
- 「製造業等」とは、製造業, 情報通信業, 運輸業, 卸売業, 学術・開発研究機関, 植物工場です。
- 「増設」とは、工場等の事業用面積が増加する増改築です。

相談窓口 県立地推進室 TEL (029) 301-2036

#### 《取扱金融機関》

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・中央商銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫

### 発電用施設周辺地域企業立地資金融資

(平成25年4月1日現在)

対象者	使 途	限度額	融資期間	融資利率	申 込 先
事業地域(別表1)内に立地する企業(製造業を営む者に限る)で新規雇用従業員3人以上を発電用施設周辺地域(別表2)の住民から雇用する者	土地取得費, 施設・設備整備費	5億円	15年以内 (据置2年以内)	年1.8%以内	県立地推進室

#### 《別表1(事業地域)》

水戸市, 日立市, 土浦市, 石岡市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 稲敷市, かすみがうら市, 神栖市, 行方市, 桜川市, 鉾田市, 小美玉市, 城里町, 茨城町, 大洗町, 東海村, 大子町, 河内町, 美浦村

#### 《別表2(発電用施設周辺地域)》

水戸市(旧水戸市の区域に限る), 日立市(旧日立市の区域に限る), 常陸太田市(旧常陸太田市及び旧里美村の区域に限る), 高萩市, 北茨城市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市(旧潮来町の区域に限る), 那珂市(旧那珂町の区域に限る), 神栖市, 鉾田市(旧旭村の区域に限る), 茨城町, 大洗町, 東海村

#### 《取扱金融機関》

常陽銀行, 筑波銀行, 水戸信用金庫, 茨城県信用組合, 商工組合中央金庫, 足利銀行

#### ※留意事項

- 原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは、取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。
- 融資の対象が土地の取得に要する費用の場合には、融資を受けた企業は、原則として融資を受けた日から、1年以内に当該取得土地に雇用を図るための建物を設置しなければなりません。
- 融資利率は、金利の情勢などにより変更することがあります。

相談窓口 県立地推進室 TEL (029) 301-2036

# 環境保全施設資金融資

中小企業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合に必要な資金の貸付制度です。

(平成25年4月1日現在)

対 象 者		融 資 限 度 額	融 資 期 間	融 資 利 率	担 保 ・ 保 証 人
県内に工場又は事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者(別表)	環境保全施設を設置・改善する者 低公害車を導入する者	2,500万円 (事業費の80%以内) ※ダイオキシン類対策等、知事が必要と認める場合は5,000万円(事業費の80%以内)	7年以内 (据置1年以内)	(保証付) 年1.8%~2.0% (保証無) 年2.3%~2.5%	取扱金融機関の一般貸付の例による
	地球温暖化対策をする者	500万円 (事業費の80%以内) ※再生可能エネルギー施設の設置等、知事が必要と認める場合は1,500万円			

## 《別表》

- ・環境保全施設を設置・改善する者  
大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善
- ・低公害車を導入する者  
ハイブリッド・電気・天然ガス・メタノール自動車
- ・地球温暖化対策をする者  
省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善

## 【参考】

### 利子補給制度

次の事業について取扱金融機関から融資がなされたときは、取扱金融機関に対して利子補給金を交付します。

事 業 種 類		利 子 補 給 率	
排水規制の適用を受けない事業者(小規模事業者)が行う排水対策	高度処理(窒素又はりん除去)施設	借受者の実質金利は無利子	
	高度処理以外の汚水処理施設	霞ヶ浦流域	借受者の実質金利は無利子
		霞ヶ浦流域以外	0.9%
家畜排せつ物の負荷削減対策施設(霞ヶ浦流域に限る)		借受者の実質金利は無利子	
ダイオキシン類対策施設		0.6%	
省エネルギー・再生可能エネルギー施設		省エネルギー対策実施計画書を提出済のエコ事業所登録事業者は無利子 (上記以外のエコ事業所登録者は0.9%)	

## 《取扱金融機関》

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、東邦銀行、東日本銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合、商工組合中央金庫

相談窓口 県北県民センター環境・保安課 TEL (0294) 80-3355  
 鹿行県民センター環境・保安課 TEL (0291) 33-6056  
 県南県民センター環境・保安課 TEL (029) 822-7048  
 県西県民センター環境・保安課 TEL (0296) 24-9134  
 地域支援局県民センター総室県央環境保全室 TEL (029) 301-3047  
 県生活環境部環境対策課(環境保全施設に関すること) TEL (029) 301-2961  
 県生活環境部環境政策課(省エネルギー・再生可能エネルギー施設に関すること) TEL (029) 301-2939

### Ⅲ (公財)茨城県中小企業振興公社の貸付制度

#### 設備資金貸付制度 (常用従業員数最大50人以下の小規模企業者等対象)

県内に工場又は事務所を有する中小企業者のうち、特に小規模企業者等が創業又は経営基盤強化に際し、設備を導入する場合の資金の貸付制度です。

(平成25年4月1日現在)

対 象 者	対象設備	貸付金額	貸付期間	貸付利率	保証人等	申 込 先
原則20人以下 (卸売業・小売業・サービス業は5人以下)の農林漁業、金融・保険業、風俗業、射幸的娯楽業等以外の業種を営む者 (最大50人以下までは、一定の条件に該当した場合で資金枠に余裕があり特に必要と認められた場合対象となる。)	県内に設置し、自己の企業で使用する設備 ※1	原則50万円～4,000万円 (設備導入費の1/2以内) ※2	7年以内 (据置期間1年以内) ※3	無利子	連帯保証人1人以上 (不動産担保は必要に応じ要)	商工会議所・商工会 又は (公財)茨城県中小企業振興公社

※1 中古品、土地・建物、業務用以外の車輛、法定耐用年数3年未満の設備、資産計上できないもの(設備金額10万円未満のもの)は除く。

※2 1年未満の創業者・・・25万円～4,000万円

1年以上5年未満の創業者・・・50万円～6,000万円

産業活力再生特別措置法等の特例措置に該当する場合・・・66万円～6,000万円(設備導入費の2/3以内)

※3 一般設備7年以内(1年以内の据置期間を含む)、公害防止設備12年以内(1年以内の据置期間を含む)

相談窓口 (公財)茨城県中小企業振興公社 設備助成室 TEL (029) 224-5318

### Ⅳ 市町村の融資制度

自治金融と振興金融は茨城県信用保証協会の保証付き融資で、一部の市町村では信用保証料補助や利子補給を実施し、利用者の負担を軽減しています。

(平成25年5月1日現在)

制 度 名	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	申 込 先
自 治 金 融	運転資金 設備資金	1,000万円	7年以内	年1.45% (固定金利)	年0.45%～年1.90%	商工会議所・商工会
振 興 金 融	運転資金 設備資金	2,000万円	7年以内	市町村の定めるところによる。	年0.45%～年1.90%	市町村の商工担当課 又は 商工会議所・商工会

(注1) 市町村により融資限度額や融資期間が異なる場合がありますので、詳細は各市町村の商工担当課又は商工会議所・商工会にお問い合わせください。

(注2) 融資利率は、金融情勢により変更があります。

## 2 政府系等金融機関の融資制度

### (株)日本政策金融公庫

#### ●中小企業事業

方式	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度(注2)の限度内	融資制度(注2)ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	融資制度(注2)ごとに借入れ期間などに応じて設定
代理貸付 (注1)	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長 設備20年 運転7年	同上

(注1) 代理貸付については、代理店窓口にご相談ください。

(注2) 特別貸付制度として、「災害復旧貸付」、「新企業育成貸付」、「企業活力強化貸付」、「セーフティネット貸付」等がありますので、下記窓口にご相談ください。

相談窓口 水戸支店 TEL (029) 231-4246

#### ●国民生活事業

種類	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
普通貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます。	4,800万円	設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転資金5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (据置1年以内)	(注)年1.85%～ (H25. 4. 10在)
経営改善貸付 (無担保無保証人)	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の企業	1,500万円	設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転資金7年以内 (据置1年以内)	年1.55% (H25. 4. 10現在)

(注)利率はご返済期間によって適用される利率が異なりますので、詳しくは下記窓口にご相談下さい。

このほか、生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお、利率は金融情勢によって変動します。

相談窓口 水戸支店 TEL (029) 221-7137 土浦支店 TEL (029) 822-4141

日立支店 TEL (0294) 24-2451

生活衛生貸付については(財)茨城県生活衛生営業指導センター(TEL (029) 225-6603)も相談窓口です。

### (株)商工組合中央金庫

融資対象	融資条件		
	融資利率	融資期間	返済方法
商工中金の株主である下記中小企業団体(所属団体)とその構成員。 中小企業等協同組合 事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合、協業組合、商工組合・同連合会、商店街振興組合・同連合会、生活衛生同業組合・同連合会、生活衛生同業小組合、酒造組合・同連合会・同中央会、酒販組合・同連合会・同中央会、内航海運組合・同連合会、輸出組合・輸入組合、市街地再開発組合	固定金利・変動金利 (金融情勢により変更がありますので、窓口にご相談ください)	原則として 設備資金15年以内 (据置2年以内)  運転資金10年以内 (据置2年以内)	分割返済 期限一時返済

相談窓口 水戸支店 TEL (029) 225-5151

# 3 茨城県信用保証協会の保証制度

茨城県信用保証協会は、中小企業のみなさまが金融機関から事業資金を借り入れるとき、公的な保証人となって借入れを容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された「信用保証協会法」に基づく法人です。

## ご利用いただける方

### ●業歴・所在地

法人の場合は、本店又は事業所のいずれか、個人の場合は、現に居住している住居又は事業所が茨城県内にあれば対象となります。

ただし、業歴又は所在地の定めのある保証制度の場合は、その定めによります。

### ●企業規模

個人の場合は、「常時使用する従業員数」が下表に該当すれば対象となります。

法人の場合は、「資本金又は出資金」若しくは「常時使用する従業員数」のいずれか一方が下表に該当すれば対象となります。

業 種	資本金又は出資金	常時使用する従業員数
製 造 業 ・ そ の 他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

ただし、次の業種については、下表のとおり基準を定めています。

業 種	資本金又は出資金	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

(注1) 常時使用する従業員数には、個人事業主の家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は含みません。ただし、名目的には臨時雇いであっても、実質上、常雇いの関係にある場合は含まれます。

(注2) 組合の場合は、当該組合が保証対象業種を営んでいること、又はその構成員の2/3以上が保証対象業種を営んでいればお申込みできます。

(注3) 資本金又は出資金が上記の基準を超えている会社で、かつ、常時使用する従業員数が上記の基準の9割を超えている場合は、従業員数確認資料が必要となります。

### ●業種・許可等

ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融業、保険業の一部、娯楽業の一部、風俗関連事業、非営利団体、その他信用保証協会が不適当と認める業種は対象となりません。

また、許可等を必要とする事業については、その許可等を受けていることが必要です。

### ●そ の 他

次に該当する場合は、原則として保証利用できません。

- ① 信用保証協会が代位弁済をした先で、現在債務が残っている中小企業  
(ただし、求償権消滅保証の対象となる中小企業を除く。)
- ② 銀行取引停止処分を受けている中小企業  
法人代表者が銀行取引停止処分を受けている場合は、当該法人も原則として保証利用できません。
- ③ 破産、民事再生、会社更生等債務整理手続中の中小企業  
(ただし、事業再生保証の対象となる中小企業を除く。)
- ④ 保証付融資又は金融機関独自の融資について、延滞等の債務不履行がある中小企業
- ⑤ 反社会的行為者又はその共生者(それらの者が代表する法人を含む。)
- ⑥ 保証申込について、金融斡旋屋等の第三者が介入する中小企業
- ⑦ 税金等を滞納している中小企業

# 信用保証料

信用保証のご利用に際し、信用保証料が必要となります。

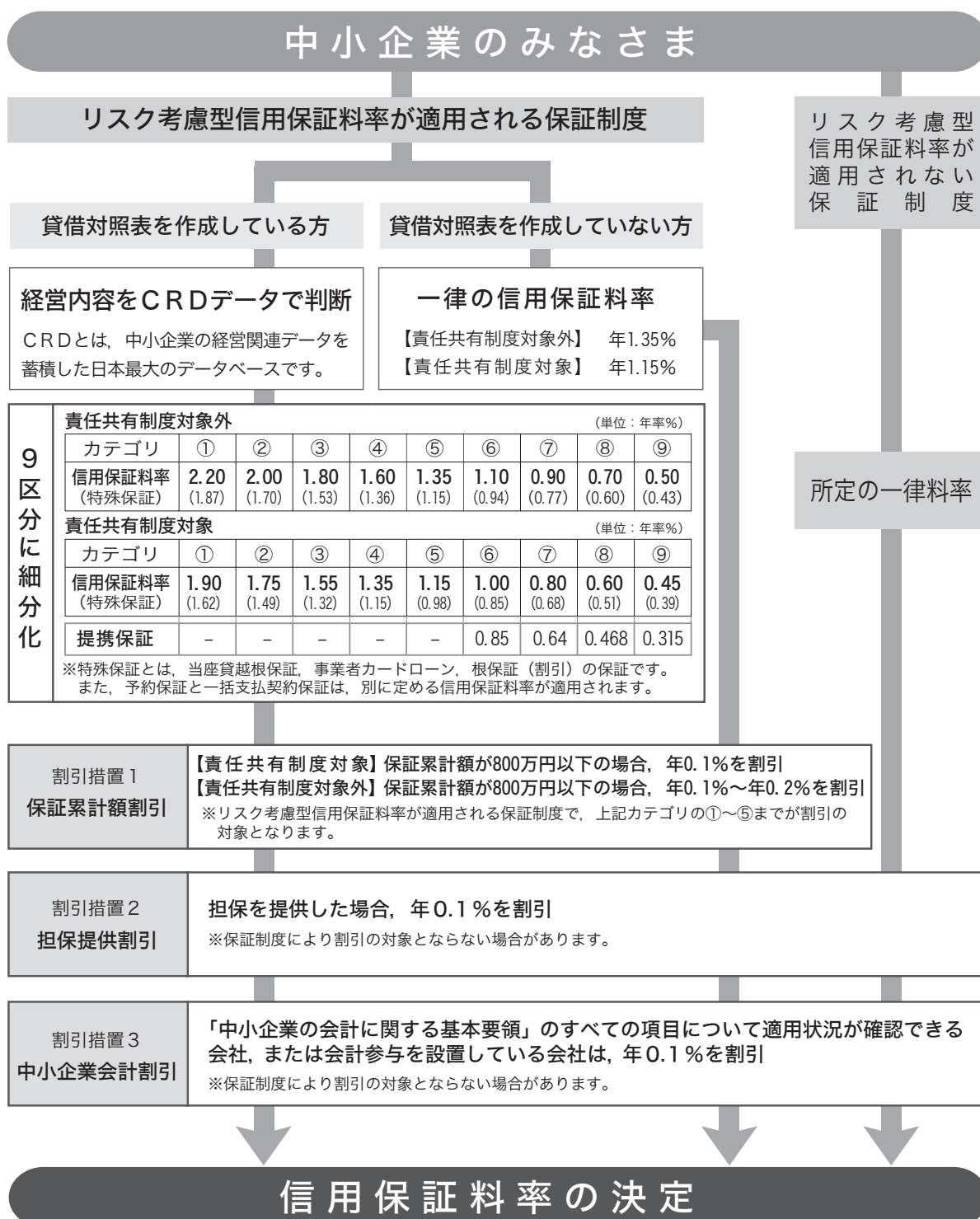
信用保証料率は、中小企業の経営状況に応じて9段階に区分されています。

また、平成19年10月に導入された信用保証協会と金融機関との責任共有制度に基づき、責任共有制度の対象となる保証については、借入金額に対して信用保証協会が80%相当を、金融機関が残り20%相当を負担しています。

これにより、責任共有制度の対象となる保証については信用保証協会の負担する保証割合が軽減されるため、信用保証料率は従来に比べて低くなっています。

当協会では、下図のとおり、多くの割引措置を設けたきめ細かい信用保証料率体系で、中小企業のみなさまの資金繰り円滑化に努めています。

※信用保証料の納付方法は、原則一括としていますが、中小企業の方から分割納付の申し出があり、信用保証協会が承認した場合は、分割納付も可能です。



# 茨城県信用保証協会の保証制度

いろいろなニーズにお応えできる各種保証制度をそろえています。目的に合わせてご利用ください。

	保証の種類	資金 使途	保証限度額	保証期間	保証人	担保	信用保証料率 (年率)	ご利用できる方 その他	責任共有 制度対象外		
必要ときに必要な 資金を繰返してご 利用いただけます	普通保証	運転 設備	2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	個人：原則不要 法人：原則代表 者のみ	必要に 応じて	0.45%～ 1.90% (弾力化対象)	県内において事業を行う (個人の場合は居住地を含 む) 中小企業			
	当座貸越 根保証		100万円～ 2億8,000万円	1年間又は2年間			5,000万円超 は原則必要			0.39%～ 1.62% (弾力化対象)	同一事業実績3年以上、 2期以上決算(申告)、申 込金融機関との与信取引 6ヶ月以上で、別に定める 要件を満たす方
	事業者カード ローン根保証		100万円～2,000万円				原則不要			0.45%～ 1.90% (弾力化対象)	
	長期経営 資金保証		2,000万円～2億円	運転3年～15年 設備3年～20年	原則 必要	0.80%	同一事業実績1年以上で、 他の保証制度の利用がない 納税完納者				
	無担保・無保証人で ご利用いただけます		特別小口 融資保証	1,250万円	運転10年以内 設備15年以内			不 要	0.45%～ 1.90% (弾力化対象)	県内において事業を行う (個人の場合は居住地を含 む) 中小企業	○ 特別小口等 利用の場合
	市町村の金融制度で、 低利で借入れてでき ます		自治金融 (注1)	1,000万円	7年以内	個人：原則不要 法人：原則代表 者のみ	必要に 応じて	0.90%			
	これから創業する方 や創業後5年を経過 していない方等に ご利用いただけます		創業関連保証	1,000万円	10年以内	法人代表者のみ			不 要	0.45%～ 1.90% (弾力化対象)	県内に事業所を有し、同 一事業実績1年以上 貸付利率は年1.5%
	短期資金が必要な方 は、低利な茨城県の 融資制度をご利用 ください		茨城県短期 運転資金融資 (注2)	500万円			1年以内	個人：原則不要 法人：原則代表 者のみ			
	無担保、低い信用保 証料率でご利用いた だけます		提携保証 (注3)	5,000万円	10年以内	原則法人代表者のみ	不 要	0.70%	地震・津波等により直接被害 を受けた中小企業、又は原子 力災害による警戒区域等の 公示の際に当該区域内に事 業所を有していた中小企業 市町村長等の罹災証明書等が必要		
	普通保証と別枠扱い になります		東北地方 太平洋沖地震 災害関係保証 (注4)	2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (経営安定関連保証と合 算して2億8,000万円、経 営安定関連6号の場合は 3億8,000万円)	運転10年以内 設備15年以内	個人：原則不要 法人：原則代表 者のみ	必要に 応じて			0.70%	東日本大震災により著しい被害を 受けた中小企業 市町村長等の罹災証明書等が必要
東日本大震災 復興緊急保証 (注4)		2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (注5)	10年以内	個人：原則不要 法人：原則代表 者のみ	必要に 応じて	1～6号 0.90% 7, 8号 0.80%	経営安定関連1～8号に 係る市町村長の認定を受 けた方				
経営安定 関連保証		2億8,000万円 (6号は3億8,000万円) 組合 4億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	個人：原則不要 法人：原則代表 者のみ	必要に 応じて						
流動資産担 融資保証		2億円	1年間 (個別保証の場 合は1年以内)	法人代表者のみ	売掛債権 棚卸資産	0.45%～ 1.90% (弾力化対象)	要綱で定める決算要件を 備えた企業 保証割合80%				
資金調達手段の多様 化が図れます	中小企業 特定社債保証	4億5,000万円 (普通保険及び無担保保 険に係る保証(経営安定 関連保証を除く)と合算 して5億円)	2年～7年 (年単位)	不 要	保証金額 2億円超 は 原則必要			0.50%～ 2.20% (弾力化対象) (注6)	常時使用する従業員の数 が20人(商業又はサービ スは5名)以下の会社及 び個人		
小規模事業者のため の保証です	小口零細企業 保	1,250万円 (既保証の融資残高と 合算して上記限度内)	運転10年以内 設備15年以内	個人：原則不要 法人：原則代表 者のみ	必要に 応じて	0.45%～ 1.90% (弾力化対象) (注8)	新たな保証付借入金を含め ることも可能です				
月々の返済軽減及び 資金調達の円滑化が 図れます	借換保証	利用する保証の限度内 (注7)	10年以内	個人：原則不要 法人：原則代表 者のみ	必要に 応じて			【責任共有制度対象】 0.45%～ 1.75% (弾力化対象) 【責任共有制度対象外】 0.50%～ 2.00% (弾力化対象) (注9)	金融機関及び認定経営革新 等支援機関の支援を受けつ つ、自ら事業計画の策定並 びに計画の実行及び進捗の 報告を行う中小企業 申込人資格要件等届出書、 事業計画書及び認定経営革 新等支援機関による支援内 容を記載した書面が必要		
金融機関や税理士等 の支援を受けながら 積極的に経営改善に 取り組もうとする方 にご利用いただけます	経営力強化保証	一括返済 1年以内  分割返済 運転5年以内 設備7年以内 (保証付きの既往借 入金を借り換える 場合は、10年以内)	個人：原則不要 法人：原則代表 者のみ	必要に 応じて	○ 責任共有制度対象外の 保証付き既往借入金 (平成19年9月30日以前 に申込受付した保証割 合100%の保証を含む) の借り換えで、保証付 き既往借入金の範囲内 の額を借り換える場合						

★信用保証料率の表示は、保証額ではなく、貸付金額に対するものです。  
 (注1) 自治金融の保証限度額、保証期間、取扱金融機関等は、県内各市町村により異なる場合があります。  
 (注2) 茨城県中小企業資金融資制度の取扱金融機関は、1ページに記載のとおりです。  
 (注3) 提携保証の取扱金融機関は、常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、千葉銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、烏山信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫及び茨城県信用組合です。  
 (注4) 東北地方太平洋沖地震災害関係保証及び東日本大震災復興緊急保証の取扱期限は平成26年3月31日までです。同日までに融資実行されることが必要です。  
 (注5) 保証限度額は、経営安定関連保証、災害関係保証及び東日本大震災復興緊急保証を合算して5億6,000万円、組合9億6,000万円となります。  
 (注6) 小口零細企業保証の信用保証料率は、無担保・普通保険(一般)を利用する場合の料率です。他の保険を利用する場合は、その保険の定める料率となります。  
 (注7) 提携保証を利用して借り換える場合、保証限度額は2億8,000万円、組合4億8,000万円となります。経営安定関連保証を利用して借り換える場合、保証限度額は2億8,000万円(6号は3億8,000万円)、組合4億8,000万円となります。  
 (注8) 経営安定関連保証を利用して借り換える場合、信用保証料率は年0.90%(1～6号)又は年0.80%(7,8号)となります。  
 (注9) 申込時の信用力に対応した信用保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。なお、信用保証料率カテゴリ⑨の場合及び信用力が判定できない場合(貸借対照表未作成、決算期末到来等)は、一区分低い料率は適用されません。

# 4 商工会議所・商工会等一覽

- 茨城県商工会議所連合会 県産業会館内 TEL (029) 226-1854
- 茨城県商工会連合会 県産業会館内 TEL (029) 224-2635
- 茨城県中小企業団体中央会 県産業会館内 TEL (029) 224-8030

名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号
水戸商工会議所	029-224-3315	小美玉市商工会	0299-48-0244	美浦村商工会	029-885-2250
土浦商工会議所	029-822-0391	小川支所	0299-58-2339	阿見町商工会	029-887-0552
古河商工会議所	0280-48-6000	茨城町商工会	029-292-5979	河内町商工会	0297-84-2136
日立商工会議所	0294-22-0128	城里町商工会	029-289-2132	利根町商工会	0297-68-7417
石岡商工会議所	0299-22-4181	七会支所	0296-88-3226	下妻市商工会	0296-43-3412
下館商工会議所	0296-22-4596	大洗町商工会	029-266-1711	千代川支所	0296-44-4431
結城商工会議所	0296-33-3118	鹿嶋市商工会	0299-82-1919	常総市商工会 水海道事務所	0297-22-2121
ひたちなか商工会議所	029-273-1371	大野支所	0299-69-0125	石下事務所	0297-42-3155
那珂湊支所	029-263-7811	潮来市商工会	0299-80-3831	坂東市商工会	0297-35-3317
常陸太田市商工会	0294-72-5533	鉾田市商工会	0291-32-2246	筑西市商工会	0296-57-2124
金砂郷支所	0294-76-2301	旭支所	0291-37-1036	関城事務所	0296-37-6621
水府支所	0294-85-0146	大洋支所	0291-39-2065	明野事務所	0296-52-2511
里美支所	0294-82-2609	神栖市商工会	0299-92-5111	桜川市商工会	0296-76-1800
高萩市商工会	0293-22-2501	波崎支所	0479-48-0333	真壁事務所	0296-55-4111
北茨城市商工会	0293-42-2511	行方市商工会	0299-72-0520	大和事務所	0296-58-5069
日立市十王商工会	0294-39-2086	北浦支所	0291-35-2013	古河市商工会 総和事務所	0280-92-4500
東海村商工会	029-282-3238	玉造支所	0299-55-0581	三和事務所	0280-76-4511
那珂市商工会	029-298-0234	つくば市商工会	029-879-8200	八千代町商工会	0296-49-3232
瓜連支所	029-296-0241	かすみがうら市商工会	0299-59-3755	五霞町商工会	0280-84-0777
常陸大宮市商工会	0295-53-3100	霞ヶ浦支所	029-897-0055	境町商工会	0280-87-0380
山方支所	0295-57-2517	石岡市八郷商工会	0299-43-0247		
美和支所	0295-58-2009	土浦市新治商工会	029-862-2325		
緒川支所	0295-56-2805	つくばみらい市商工会 伊奈事務所	0297-58-1700		
御前山支所	0295-55-2408	谷和原事務所	0297-52-4331		
大子町商工会	0295-72-0191	龍ヶ崎市商工会	0297-62-1444		
笠間市商工会	0296-72-0844	取手市商工会	0297-73-1365		
友部事務所	0296-77-0532	藤代支所	0297-83-3830		
岩間事務所	0299-45-5711	牛久市商工会	029-872-2520		
水戸市常澄商工会	029-269-4214	守谷市商工会	0297-48-0339		
水戸市内原商工会	029-259-2803	稲敷市商工会	029-892-2603		

# 相談窓口

名称	所在地・電話番号
県 商 工 労 働 部 産 業 政 策 課	・金融グループ 水戸市笠原町978番6 TEL (029) 301-3530
商 工 会 議 所	・茨城県商工会議所連合会 水戸市桜川二丁目2番35号 (県産業会館内) TEL (029) 226-1854 ・水戸商工会議所 TEL (029) 224-3315 ・土浦商工会議所 TEL (029) 822-0391 ・古河商工会議所 TEL (0280) 48-6000 ・日立商工会議所 TEL (0294) 22-0128 ・石岡商工会諸所 TEL (0299) 22-4181 ・下館商工会議所 TEL (0296) 22-4596 ・結城商工会議所 TEL (0296) 33-3118 ・ひたちなか商工会議所 TEL (029) 273-1371
商 工 会	・茨城県商工会連合会 水戸市桜川二丁目2番35号 (県産業会館内) TEL (029) 224-2635 ・県内43商工会 (各商工会のお問い合わせ先は、茨城県商工会連合会へご確認ください。)
茨城県中小企業団体中央会	水戸市桜川二丁目2番35号 (県産業会館内) TEL (029) 224-8030
茨城県信用保証協会	・本 店 水戸市桜川二丁目2番35号 (県産業会館内) 保証一課 TEL (029) 224-7812 保証二課 TEL (029) 224-7826 企業支援課 TEL (029) 224-7813 ・土浦支店 土浦市中央二丁目2番28号 保証一課 TEL (029) 826-7812 保証二課 TEL (029) 826-7826 企業支援課 TEL (029) 826-7813

## 【その他の相談窓口】

- 経営革新計画に関する相談  
茨城県商工労働部 中小企業課 (029) 301-3554
- 工場等立地促進融資, 発電用施設周辺地域企業立地資金融資に関する相談  
茨城県 立地推進室 (029) 301-2036
- 設備資金貸付制度に関する相談  
(財)茨城県中小企業振興公社 設備助成課 (029) 224-5318